

平成 28 年度
第 2 回印西市景観計画等策定委員会

景観形成の推進方策の検討

印西市景観形成基本計画 構成

序 章 印西市景観基本計画の概要

1. 目的と位置づけ

第 1 章 景観形成の考え方

1. 景観について

第 2 章 景観形成の基本目標・基本方針

1. 景観形成の検討方法
2. 景観形成の基本目標
3. 景観形成の基本方針

第 3 章 類型別の景観形成方針

1. 景観類型の区分
2. 類型別の景観形成方針

第 4 章 実現に向けた推進方策の検討

1. 市民・事業者・行政の役割
2. 景観形成の推進方策
3. 推進方策の内容

検討事項
(その2)

平成 28 年 11 月 1 日 (火)

第4章 実現に向けた推進方策の検討

景観を構成する要素は、公共が有する領域だけでなく、市民・事業者等有する私的な領域も含まれます。したがって、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解し合いながら、景観づくりの推進方策を設定していく必要があります。

景観づくりを効果的に推進していくためには、「市民・事業者・行政の役割」を明確にするとともに、「景観づくりを推進するための取組み」が重要となります。

1. 市民・事業者・行政の役割

本市の特性を活かした良好な景観形成を図るためには、市民・事業者・行政が景観づくりの担い手として各役割を認識するとともに、互いに協力しながら、地域への愛着を持って、景観を守り、創り、育んでいく取組みが必要となります。市民・事業者・行政の役割について以下に示します。

● 市民の役割

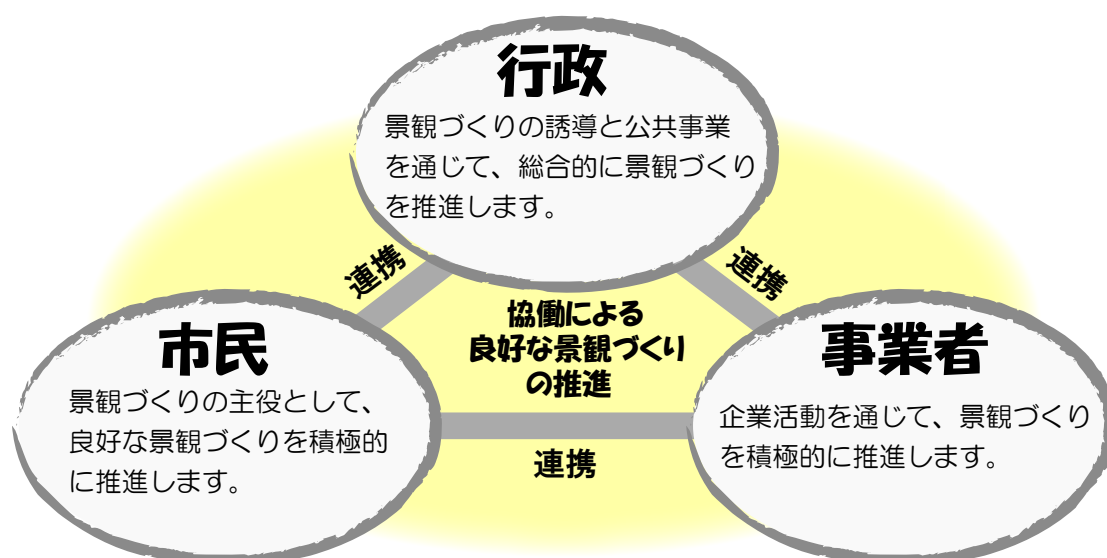
市民は、景観づくりの主役として良好な景観が共有の財産となるよう守り育てていく役割を担っています。また、行政が行う景観づくりに関する施策に協力・参加するとともに、地域や市民団体等と共に積極的に良好な景観づくりを目指した取組みを推進するものとします。

● 事業者の役割

事業者は、行政が行う景観づくりに関する施策に協力・参加するとともに、企業活動を通して、自ら積極的に良好な景観づくりを目指した取組みを推進するものとします。また、関連団体等においても、景観づくりに配慮した取組みを推進するものとします。

● 行政の役割

行政は、景観づくりの総合的な推進を図る役割を担っており、推進の仕組みづくりや誘導、または公共事業による直接的な景観づくりを積極的に推進します。また、国や県等との連携・調整を図りながら景観づくりを主体的に推進するとともに、市民・事業者が景観づくりに係りやすいように様々な手法を検討し、活用するものとします。



2. 景観形成の推進方策

今後必要な景観形成の推進方策について、第5回景観づくり市民懇談会（9月30日開催）で示し、ワークショップ形式で各方策の必要性の評価や意見出しを行いました。その検討結果について以下に示します。

（1）景観法・制度を活用した事業の推進

- ① 景観計画の策定、景観条例の制定
→約9割が必要と評価
- ② 民間施設等に対するガイドラインの策定による民間の景観形成の推進
→約9割が必要と評価
→景観づくりを推進するための官民指針の策定
- ③ 公共施設景観ガイドラインの策定による公共事業の景観形成の推進
→約9割が必要と評価
→千葉ニュータウン地区の無電柱化の推進
- ④ 景観形成重点地区等の設定
→約7割が必要と評価
→木下地区の古い町並みの保全
→牧の原地区等、現在空地で今後建物の立地が促進される地区
- ⑤ 景観に関する第三者機関の設置
→約3割が必要と評価（但し、どちらでもないを除くと約8割が必要と評価）

（2）市民・事業者への啓発・支援

- ① 景観顕彰制度の実施
→約7割が必要と評価
- ② 景観シンポジウム等の開催
→約8割が必要と評価
- ③ 景観教育の実施
→約8割が必要と評価
→子供の頃から景観教育による意識づけが必要
- ④ 勉強会・研究会・まち歩き等の実施
→約9割が必要と評価
- ⑤ 広報いんざいやホームページの活用によるPRの実施
→全員が必要と評価
- ⑥ 景観パトロールの実施
→約5割が必要と評価（但し、どちらでもないを除くと約7割が必要と評価）
- ⑦ 景観パンフレット等の作成による啓発
→約8割が必要と評価
- ⑧ 景観施策等への支援策の検討

（3）市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ① 市民・事業者・行政の協働による公共施設への緑化・清掃活動等の拡充
→全員が必要と評価
→地域、町内会による清掃活動の組織づくり
→自宅前の草刈り
- ② 市民主体による景観づくり組織の設置
→約7割が必要と評価
- ③ 関係機関との連携体制の強化
→ほぼ全員が必要と評価
- ④ 行政の景観推進における体制づくり

■第5回市民懇談会における推進方策への意見

推進方策	必要性の評価			意見
	必要	不要	どちらでもない	
(1) 景観法・制度を活用した事業の推進				
① 景観計画の策定、景観条例の制定	17	0	2	●統一感を出すためには強制が必要
② 民間施設等に対するガイドラインの策定による民間の景観形成の推進	17	0	2	●方向性がなければ美しくならないので、官民にかかわらず行うべき
③ 公共施設景観ガイドラインの策定による公共事業の景観形成の推進	15	0	2	●公的機関は率先する必要あり。イメージづくりに協力 ●千葉 NT 中央地区の電柱の地中化の推進
④ 景観形成重点地区等の設定	14	2	4	●一部だけでなく、全体的に行ってほしい ●木下駅周辺の古い町並みを守る ●牧の原地区等の現在空地でこれからつくるような場所を指定するならよい ●国道 464 号沿道はコーポレートカラーの建物が多いので、重点地区指定による規制は難しい
⑤ 景観に関する第三者機関の設置	6	2	12	●税金の無駄づかい
(2) 景観づくりへの市民・事業者への景観啓発				
① 景観顕彰制度の実施	14	3	4	●活性化に資する
② 景観シンポジウム等の開催	16	0	3	●啓発に役立つ
③ 景観教育の実施	16	0	5	●子供の頃からまちづくりへの意識づけが必要
④ 勉強会・研究会・まち歩き等の実施	17	0	2	●成人への必要
⑤ 広報いんざいやホームページの活用による PR の実施	17	0	0	—
⑥ 景観パトロールの実施	8	3	4	●個人の家に対して強制するようなパトロールはよくない
⑦ 景観パンフレット等の作成による啓発	14	2	1	—
(3) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり				
① 市民・事業者・行政の協力による公共施設への緑化・清掃活動等の充実	21	0	0	●公共道路等自宅前の植栽の草刈り ●清掃活動が素晴らしいクリーンロード（ボランティア団体）の活躍を見習う ●地域や町内会で定期的に清掃活動をする組織づくり
② 市民主体による景観づくり組織の設置	13	1	4	●自主性が不可欠
③ 関係機関との連携体制の強化	19	0	1	—
(4) その他				
●景観団体に対する補助制度の検討				
●“市景観施策の推進” 所管部署の必要性の検討				

※必要性の評価は、未評価の方がいるため合計があわないことがあります

3. 推進方策の内容

(1) 景観法・制度を活用した事業の推進

推進方策の具体的な内容について以下に示します。

① 景観計画の策定、景観条例等の制定

- 景観法に基づき、印西市の景観形成の土台となる「(仮称) 印西市景観計画」の策定やそれを運用するための「(仮称) 印西市景観条例」の制定を検討します。

② 民間施設等に対するガイドラインの策定による民間の景観形成の推進

- (仮称) 印西市景観計画で設定された景観形成基準に基づき、民間向けに建築物や工作物等の制限内容を分かりやすく解説した「(仮称) 印西市景観形成ガイドライン」の策定を検討します。

③ 公共施設景観ガイドラインの策定による公共事業の景観形成の推進

- 道路・橋梁や公園、河川等の公共施設について、市が目指す景観に配慮した施設づくりの方針や配慮事項を取りまとめた行政向けの「(仮称) 印西市公共施設景観ガイドライン」の策定を検討します。

④ 景観形成重点地区等の設定

- 景観形成を重点的・積極的に推進すべき地区として「(仮称) 景観形成重点地区」の指定を検討します。

⑤ 景観に関する第三者機関の設置

- 良好な景観形成に関する事項について、勧告や変更命令等の届出に関する重要案件や景観形成重点地区の指定、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定景観計画の変更等、景観に関する重要事項について審議する「(仮称) 印西市景観審議会」の設置の検討します。
- 良好な景観形成に関する事項について、専門的に助言を行うための「景観アドバイザー」の導入について検討します。

(2) 市民・事業者への啓発・支援

① 景観顕彰制度の実施

- 景観づくりを広げていくためには、市民・事業者の景観への関心や意識高揚を図ることが重要となるため、良好な景観づくりの模範となる建築物等の権利者や良好な景観づくりに取り組んでいる市民・事業者を対象とした景観顕彰制度の実施を検討します。

② 景観シンポジウム等の開催

- 市民・事業者の景観に対する理解を深め意識の高揚を図るため、景観に関するシンポジウムやフォーラム等の開催を検討します。

③ 景観教育の実施

- 今後の景観づくりの担い手である本市の小中学生を対象に、景観に関する学習機会の実施を検討します。

④ 勉強会・研究会・まち歩き等の実施

- 地域ごとに勉強会や研究会、まち歩き等をワークショップ形式等で行うことにより、景観について意見交換を行うなど交流する場を設け、地域への愛着が促進されるような仕組みを検討します。

⑤ 広報いんざいやホームページの活用によるPRの実施

- 景観に関する情報提供や意識向上を図るため、広報やホームページ等の活用したPRの実施を検討します。

⑥ 景観パトロールの実施

- 行政と市民が協働して景観形成を積極的に推進するために、市民ボランティア団体等を活用した「景観パトロール」の実施を検討します。

⑦ 景観パンフレット等の作成による啓発

- 市民や事業者等に向けて、市内の良好な景観資源や活動等に関する情報提供を行うことを目的に、パンフレットの作成を検討します。

⑧ 景観施策等への支援策の検討

- 地域の景観形が促進されるために、地域の重要な役割を担う組織や団体等に対する必要な支援策を検討します。

(3) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

① 市民・事業者・行政の協働による公共施設への緑化・清掃活動等の拡充

- 道路や河川、公園等の公共施設に対する草花等の緑化や雑草の除却、維持管理等の拡充について検討します。

② 市民主体による景観づくり組織の設立

- 景観づくりは市民等の身近な部分から景観を意識した取組みを行うことが重要となります。今後、景観づくりの活動が促進されるよう、地域による景観づくり組織の設立に向けた仕組みを検討します。

③ 関係機関との連携体制の強化

- 広域的又は市の所管外の公共施設に対して景観づくりを取り組む必要がある場合は、国や県、隣接する市町その他関係機関等との連携体制の強化を検討します。

④ 行政の景観推進における体制づくり

- 庁内の関連各課や他の関連機関との連携・調整を図るとともに、行政窓口業務や専門家等への助言要請等の調整を図るために「景観担当係」の設置を検討します。